



とができる。

第五條 證人が正當の理由がないのに出頭せず、又は宣誓若しくは證言をしないときは、三千圓以下の過料に處する。

「各議院は前條の規定にかかわらず、證人に正當の理由があると認めるときは、宣誓をさせないことができる。前項の正當の理由については宣誓または證言を拒むことができる場合に關し民事訴訟法の定めるところの例によりこれを認定するものとする。」から改めます。

○大池事務局長 それでは第二條を「各議院は前條の規定にかかわらず、證人に正當の理由があると認めるときは、宣誓をさせないことができる。前項の正當の理由については宣誓または證言を拒むことができる場合に關し民事訴訟法の定めるところの例によりこれを認定するものとする。」から改めます。

○小島委員 そりすると第五條はこれにかかつてくるね。證人が正當な理由があると認めるときは、宣誓を拒絶する理由があつたととて證人として出頭を求められたら第五條にかかつてくる。

○淺沼委員 ほかにも御意見等がなければ案を假決定することに異議ありませんか。

○小澤(佐)委員 宣誓を拒むことについて、拒む理由があつて拒んだ人は、證人として罰をすることが建前で

○大池事務局長 それは一番最初に證人にはすべて宣誓させる。ところが「證人に正當の理由があると認めるときは、宣誓をさせ、又は證言を求めなければならない。」というわけですから、證人として喚ばれた者が正當な理由で、民事訴訟法等の規定を準用されて宣誓をしない。自分が證言しない。こういうことになればそれを拒否できるわけでありまして、拒否されたものは證人として、あとどうにもならない。この文章では私どもはかように解

釋しております。

○淺沼委員 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○大池事務局長 それでは第二條を「各議院は前條の規定にかかわらず、證人に正當の理由があると認めるときは、宣誓をさせないことができる。前項の正當の理由については宣誓または證言を拒むことができる場合に關し民事訴訟法の定めるところの例によりこれを認定するものとする。」から改めます。

○小島委員 そりすると第五條はこれにかかつてくるね。證人が正當な理由があると認めるときは、宣誓を拒絶する理由があつたととて證人として出頭を求められたら第五條にかかつてくる。

○淺沼委員 ほかにも御意見等がなければ案を假決定することに異議ありませんか。

○小澤(佐)委員 宣誓を拒むことについて、拒む理由があつて拒んだ人は、證人として罰をすることが建前で

○大池事務局長 それは一番最初に證人にはすべて宣誓させる。ところが「證人に正當の理由があると認めるときは、宣誓をさせ、又は證言を求めなければならない。」というわけですから、證人として喚ばれた者が正當な理由で、民事訴訟法等の規定を準用されて宣誓をしない。自分が證言しない。こういうことになればそれを拒否できるわけでありまして、拒否されたものは證人として、あとどうにもならない。この文章では私どもはかように解

○大池事務局長 そこで大體假決定さ

れましたが、ただ一つこのことは差支ないかどうかと私だけの疑問ですが、實はこの證人を喚ぶ権利は憲法六十二條で各議院は證人を求めることができる。求める方だけはあるわけですから、求められた場合に出現しなければならぬという法律による義務規定はどこにもない。求める権利だけはあるからその憲法の求める権利に基いて當然出現義務があるかどうかという

ことはつきりしていません。はつきりしていないのに第五條で正當の理由がないのに出頭せざるに三千圓以下の過料という、これはちよつと行過ぎる關係がありはしないか。そこでこの一條のところではこれ／＼に關する調査のため出頭した證人とあります

が、むしろ一條を二つに書きわけて、各議院から議案その他の審査または國政に關する調査のため、證人として出頭を求められたときは何人とも求めに應じなければならぬという義務規定にして、その次に、出頭した證人に證言を求める場合にはその前に宣誓をさせなければならぬと、二つに書きわけておかなくてもいいであらうかどうかというのをちよつと氣づいたのです。

○小島委員 そりすると、裁判所の方はどうなつてゐるか。

○大池事務局長 裁判所の方は必ず出頭義務を書きであるのださうです。

○小澤(佐)委員 解釋のしようでどうちもいいと思うが、罰則を設ける以上はあつた方がいい。罰則がなければ問題はな

○大池事務局長 罰則がなければ問題はなかつたが、罰則があるから、同じことなら一條、二條に書きわけたらど

うかということですか。

○小澤委員 證人の義務違反を明確にする。その方がいいかもしれん。

○大池事務局長 そりしますと、各議院から議案その他の審査または國政に關する調査のため證人として出頭を求められたときは、何人ともその求めに應じなければならぬという義務を書き込む、こゝ書いておいて、第二條に各議院は出頭した證人に證言を求める場合には、その前に宣誓をさせなければならぬ。

○小島委員 裁判所の方は何人とも證人として訊問することを得と書いてあるだけで、證人として出頭する義務とは書いてない。これである。だから國會でも求めることができる書いたらいいやないか。

○工藤委員 出頭を拒む場合がある。...

○淺沼委員 ちよつと速記をとめて... 〔速記中止〕

○淺沼委員 それでは今總長の意見のありました通り、憲法に權利の規定があつても、さらにそれを明確にして義務規定を設けることに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 ではさういふことにして一條を修正することにいたします。取扱いは先ほど決定した通りでよろしうございますか。

○淺沼委員 次回の自由討議に關する件を議題に供します。この件につき

○淺沼委員 次回の自由討議に關する件を議題に供します。

○大池事務局長 この前の交渉會のお話で、次回の自由討議が農業生産調整法を問題としようということでございます。その問題の御決定と並びに發言者をこの前通りいたしますか。

○淺沼委員 この間各派交渉會でも次の議題は農業生産調整法を自由討議の議題に供することに申し合わせたわけでありまして、この委員會においで交渉會の申し合せ通りするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 さう決定いたしました。日時二十八日木曜日の本會議と決定して異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 さういふいたします。所要時間及び人数等は前例通りとし、助議で説明を求めますか。

○小澤(佐)委員 説明もあまり簡單でなく重大な法律だから、できるだけ詳細にやつていただきたい。

○淺沼委員 ただいま決定した通り議長に答申することに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員 さう決定いたしました。して答申することにいたします。

○淺沼委員 次に豫算委員會の議事録に關する件を議題に供します。

○大池事務局長 これは今まで委員會の實際の運行状況をニュース寫眞では

とつております。それはただどうい

うか。

運行をしているかということ、目で一般國民に知らすという意味で、各委員長の御許可を得てニュースの方は適宜やつておつたように承知しておりますが、正式に放送局から、近く提案せられる豫算案が出た場合に、豫算案委員の審議の状況を放送局が録音をしておいて、その夜なら夜にかけて出した。それを許可してくれという申出があつたわけでありませぬ。これは今までは豫算に限らず、すべての委員会が非公開の性格をもつておりましたために、従来からしばしば申し込まれておつたわけですが、非公開の原則の建前上、許可にならずにおつたわけでありませぬ。今度は委員会原則として公開されることになりましたが、ただ人数の関係で一定範囲しかはいれないという形になつたものですから、放送局の方としては、ぜひこれを録音さして出してくれ、こゝろ要求があつたのでございませぬ。事柄をいたしましては、私決して悪いと思いませんし、むしろ國會の實際を知らせる意味で、結構なことと思つてゐるわけでありませぬ。ただ問題は豫算委員会で録音をするということになれば、今後重大法案の場合には、こゝろ録音というところが行われるのではないか。その場合に委員会の進行上かりにもし支障を来すようなことがあつては、運営の上から見ておもしろくない。また録音をする場合はなか／＼むずかしい技術的な問題がありはしないか。たとえて申しますれば、反対黨なら反對黨の演説が非常に長くなつて、あとのこれに對する贊成的な意見が時間の關係でカットされて一つもはいらなかつたということになれば、その一部の意見のみが

報せられる。逆にまた贊成的な方面の質疑だけがとられて、反對的な立場の演説とか質疑というようなものも一つもはいらなかつたということになつてもどうか。ただ偏頗な放送許可になつてはいかぬじやないかということも、ちよつと考えられますので、事柄としては悪いことじやないが、議院運営の建前から許可が許さぬか、もし許すにいたしましたも、もちろん委員長と御相談になつて、委員長の方で構わぬというならば問題はないのであります。が、議院運営としては、これに對してどういふ態度をとつたらいいだろうというのを事務局の方へ申し込まれませぬ。一存で何とも決定いたしかねますので御意見を承つて委員長と御相談申し上げたい。こう思ひまして議題の中へ入れたわけでありませぬ。

○小澤(佐)委員 録音というのはビツク・アップして向うの都合のいいところだけとるのですか。

○大池事務局長 一應は全部とつてあるかもしれませぬが、時間の關係で出す場合は全部出すことは不可能になる。

○小澤(佐)委員 實際に社會に發表される面は向うの取捨による。

○後藤委員 そうすると編修技術によつては効果がどうにもなるわけですね。

○小島委員 朝から晩まで毎日やるのならいざ知らず、質問の間は一人だけで一日中かかることもあるのだし、そうなる、その日一日だけとつたのでは、その人だけで済んでしまつて、あとの人が出て来ないことになり、不公平になるおそれが多分にあると思ひます。それでむしろとるなら討論のとき

に全部をとるのがいいと思ひ。

○後藤委員 討論で各黨の時間がある程度ませ合せて各黨の意見を公平に織り込めれば民主議會の建前からいつてやることもよいと思ひます。

○淺沼委員長 ほかに御意見はありませぬか。—それは質問の際は別として、討論の際はとつてもよろしい。しかし時間及び各黨との割當等については相談し合うということで、委員長と事務局との間で折衝することにしてお異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 御異議がなければさよう決定して、これで散會いたします。

午前十一時四十四分散會

第一類第十九号 議院運営委員会談録 第三十七号 昭和二十二年十月二十二日

昭和二十二年十二月九日印刷

昭和二十二年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第十九号)

(六三六)